研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

一　大使館

号俸別月額 / 区分		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号	16号	17号	18号	19号	20号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
国の地域別	アジア	1,365,700	1,354,700	1,343,700	1,332,700	1,321,700	1,310,700	1,299,700	1,288,700	1,277,700	1,266,700	1,255,700	1,244,700	1,233,700	1,222,700	1,211,700	1,200,700	1,189,700	1,178,700	1,167,700	1,156,700
	大洋州																				
	北米																				
	中南米																				
	欧州																				
	中東																				
	アフリカ																				

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。